

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 出向契約に基づく外国親会社への給与コスト立替額の精算金の支払は課税対象外

インドの高等裁判所¹は、出向契約に基づくインド法人から外国親会社への給与コスト立替額の精算金の支払に対して、インドにおいて源泉徴収の対象とならないとの判決を下した。

本件は、インド法人がその外国親会社との間で締結した出向契約により、管理、事業の立上げ、事業用不動産の選定および営業活動等に従事する人員の派遣を受けた取引に関するものである。

出向契約の取決めに従い、本件インド法人は、外国親会社に対して、出向従業員の給与コスト立替額の精算金として一定額を送金した。その支払につき、源泉徴収は行われなかった。

税務当局は、外国親会社に対する支払は、技術上の役務提供に係る報酬(Fee for Technical Services: FTS)に該当するもので、本件インド法人はその支払につきインドにおいて源泉徴収義務を怠っているとの見解を示していた²。

本件インド法人は、当該支払額は給与コストの純粋な立替額の精算金の支払であって、外国の受領者にとって所得ではないと主張した。

租税条約の特典を受けることも可能であったが、裁判所が、インド国内税法上でも、その支払が費用の立替額の精算のみである場合は、受領者にとって所得とみなすことはできないとの判断を下したことは留意すべきことであった。

さらに、裁判所は、従業員が受領する給与の全額に対してインドにおける最高税率での課税となっていたことが

ら、本件インド法人側に不履行の疑いはないと結論付けた。

2. インド国籍を有さない者および非居住者は、確定申告時の個人番号(Aadhaar)の記載が免除: 通達の告示

直近の所得税法³の改正により、個人番号(以下「Aadhaar」)を取得する資格を有するすべての者に対しては、以下要件が義務付けられる。

- 2017年7月1日以降に提出する確定申告書において、Aadhaarを記載すること
- 2017年7月1日時点で納税者番号(Permanent Account Number: 以下「PAN」)を付与されている場合は、所定の当局にAadhaarを通知すること

AadhaarとPANの紐付けを行わない者は、付与されたPANは無効とみなされ、PANの申請を行っていないものとして取り扱われる可能性がある。上記の規定は、一部の者には適用されない可能性があることも定められている。インド財務省は、免除に関する通達⁴およびPANとAadhaarの紐付けのプロセスに関するプレスリリース⁴を公表している。

なお、通達では、以下のいずれかに該当する者は、Aadhaarまたは申請IDの記載が免除されると定められている。

- アッサム州、ジャンムー・カシミール州およびメーガラヤ州の居住者
- 1961年所得税法上のインド非居住者
- 前年中に満80歳以上となった者
- インド国籍を有さない者

1 Addl. Director of Income Tax 対 M/s. Marks & Spencer Reliance India Pvt. Ltd. [TS-178-HC-2017 (Bom)]

2 インド国内税法上、非居住者である受領者に対して金銭を支払う者は、その支払額がインドにおいて課税対象である場合は、適用時レートで源泉徴収を行うことを要求される。

3 1961年所得税法。

4 [官報による通達第 S.O. 1513\(E\)号\(2017年5月11日付インド財務省発行\)および2017年5月11日付直接税中央委員会\(CBDT\)プレスリリース](#)。(インド政府ウェブサイト(英語、PDF))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp
マネジャー Pawankumar Kulkarni pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.